

外環(千葉県区間)の土地収用法に基づく説明会について

1. 説明会の概要

【開催日】

平成20年9月25日(木)

【会場】

市川市文化会館 大ホール(千葉県市川市大和田一丁目1番1号)

【開催目的】

土地収用法に基づく事業認定申請に向けた準備として、土地収用法第15条の14に基づき、外環事業の目的及び内容を周知すること

土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

(事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

【来場者数】

約 440人

2. 用地取得状況 < H20年9月12日現在 >

用地取得率 約92%(面積ベース)